

九月三十日 横濱上野区議事堂 警察十部出立 遊戒了次

所定事項

- (一) 右議如何、向ハス外、集會及示威的運動  
 禁止スル。但シ形勢如何ニヨリ、地方集會ヲ有シテ  
 ニスルコトアルハシ
- (二) 官署所著之暴行、或ハ實際ハ暴行ニ非ズ、  
 的運動ハ認メラズ、行政及懲戒等ヲ掲出  
 セザルコト
- (三) 協同行動ヲ為ラシムル者、他一別動者ニ違フ  
 一ニシテ、阻止シ又ハ豫メ工ノ指先ヲ指シテ、加  
 強シ強固ナルハ、勿論自由意思ヲ阻害スルカ  
 如キ行動ヲ為ラザルコト
- (四) 協同行動ヲ為ラシムル者、物質的及財政的  
 的制裁ニ付カルカ、如キ規約ヲ定メザルコト

神奈川縣一區